

県独自基準の概要

介護保険法に基づく指定介護福祉サービス等の基準等を定める条例及び施行規則について、県独自の基準は以下のとおりとします。

基準の種類	国基準の概要	独自基準の概要
指定介護老人福祉施設 「居室定員」	1の居室の定員は、1人	1の居室の定員は、 <u>原則として、1人とするが、地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認めた場合は、4人を上限とする。</u>
介護老人保健施設 「入退所」	入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努める	居宅介護支援事業者に <u>地域包括支援センター</u> を加える。
介護老人保健施設 「構造設備の基準」	療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、一定の要件を満たしている場合は、準耐火建築物とすることができる。	一定の要件を満たしていても <u>療養室の地階への設置は認めない。</u>
指定（介護予防）短期入所生活介護 「設備及び備品等」	居室等を2階又は地階に設けている場合であって、一定の要件を満たしている場合は、準耐火建築物とすることができる。	一定の要件を満たしていても <u>居室及び静養室の地階への設置は認めない。</u>